

令和8年度第2回 中学校部活動地域展開検討委員会

令和8年8月27日
生涯学習課

目次

1	経過報告	…P 3
2	これまでの課題の検討	
	(1) クラブの統合または廃止について	…P 4～5
	(2) 合同クラブの分割・指導者の増員について	…P 6～8
	(3) ユニフォームの費用負担について	…P 9
3	スケジュール	…P 10
4	添付資料	…P 11

1 経過報告

- 1 教員・外部指導者向け指導者募集説明会の実施
- 2 東郷町スポーツ協会への事業内容説明及び指導者協力依頼
- 3 保護者説明会の実施
- 4 広報とうごう8月号への特集記事の掲載
- 5 東郷町地域展開部活動運営要綱の制定

2 これまでの課題の検討1（クラブの統合または廃止について）

1. 概要

クラブの参加者数の減少が考えられるため、クラブの統合及び廃止の考え方について示します。

2. クラブの統合または廃止基準

基準日時点の1・2年生の参加者数によって判断する。（本項の参加者数は、1・2年生の参加者数を指す。）

毎年9月1日を基準日として、参加者数が10名未満のクラブについては、統合または廃止の対象となる。

翌年5月1日を基準日として、参加者数が10名未満のクラブは、次の基準により統廃合を決定し、現在のクラブは8月末までの活動とする。

- 1 単独校で10名未満の場合は、次に人数の少ないクラブと2校または3校を1校に統合する。
統合後の人数が10名未満の場合は、2または3を参照する。
- 2 2校合同のクラブが10名未満の場合は、3校を1校に統合する。
統合後の人数が10名未満の場合は、3を参照する。
- 3 3校合同のクラブが10名未満の場合は、8月末をもってその種目のクラブ活動を廃止する。

3. 基準設定の理由

クラブの廃止については、入会生徒にとって、活動場所がなくなったり種目そのものがなくなる、影響の大きい課題であると認識しています。

しかしながら、少人数での活動の継続については、地域展開部活動全体の効率的な運用という観点を含め、検討委員会で10名以上の参加者がいることをクラブの成立要件としていることから、基準に沿った運営を行うものとします。

ただし、唐突に日頃の練習の成果を発揮する場を失ったり、他校の生徒が入ることで大会出場のを機会を失う生徒がないよう、町内3中学校が支所大会及びそれに連なる大会の出場が終わるまでは活動を継続します。

※令和8年度は、10月1日を基準日とします。参加者の人数について、休止中の者は除きます。

クラブの統合・廃止に係る年間スケジュール



9月1日時点で1・2年生が10名未満の場合、統合・廃止の対象となる。

5月1日時点で1・2年生が10名未満の場合、クラブの統合・廃止が行われる旨を周知する。

5月1日時点で1・2年生の生徒数が次の条件を満たしたクラブは、9月から統合・廃止する。

- 1 単独校で10名未満
次に人数の少ないクラブと2校または3校合同にする。
2校合同にしても10名未満の場合 → 2
3校合同にしても10名未満の場合 → 3
- 2 2校合同で10名未満
同一種目を3校合同にする。
3校合同にしても10名未満の場合 → 3
- 3 3校合同にしても10名未満
8月末をもってその種目のクラブ活動を廃止する。

2 これまでの課題の検討2（合同クラブの分割・指導者の増員について）

1. 概要

クラブの参加者数の増大が考えられるため、合同クラブの分割及び指導者の増員の考え方について示します。

2. 合同クラブの分割または指導者の増員基準

基準日時点の1・2年生の参加者数等によって判断する。（本項の参加者数は、1・2年生の参加者数を指す。）

- 1 毎年9月1日を基準日として、参加者数40名以上の合同クラブは、町及び受託者が入会生徒の希望、活動場所、指導者の確保等を勘案し、合同クラブの分割または指導者の増員をすべきか協議の上判断する。
- 2 毎年5月1日を基準日として、1で分割または指導者の増員をすべきと判断したクラブが参加者数40名以上の場合、次の基準により合同クラブの分割または指導者の増員を行う。
 - (1) 単独クラブの場合、指導者を増員する。
 - (2) 2校合同の場合、各校の参加者が10名以上であれば、それぞれ単独校とする。
1校が参加者10名未満であれば、2校合同のまま指導者を増員する。
 - (3) 3校合同の場合、各校参加者が10名以上であればそれぞれが単独校とする。
参加者が10名未満の学校があれば、最大人数の学校が単独校とし、残りの2校は2校の合同校とする。
ただし、2校で参加者が計10名未満の場合3校合同のまま指導者を増員する。

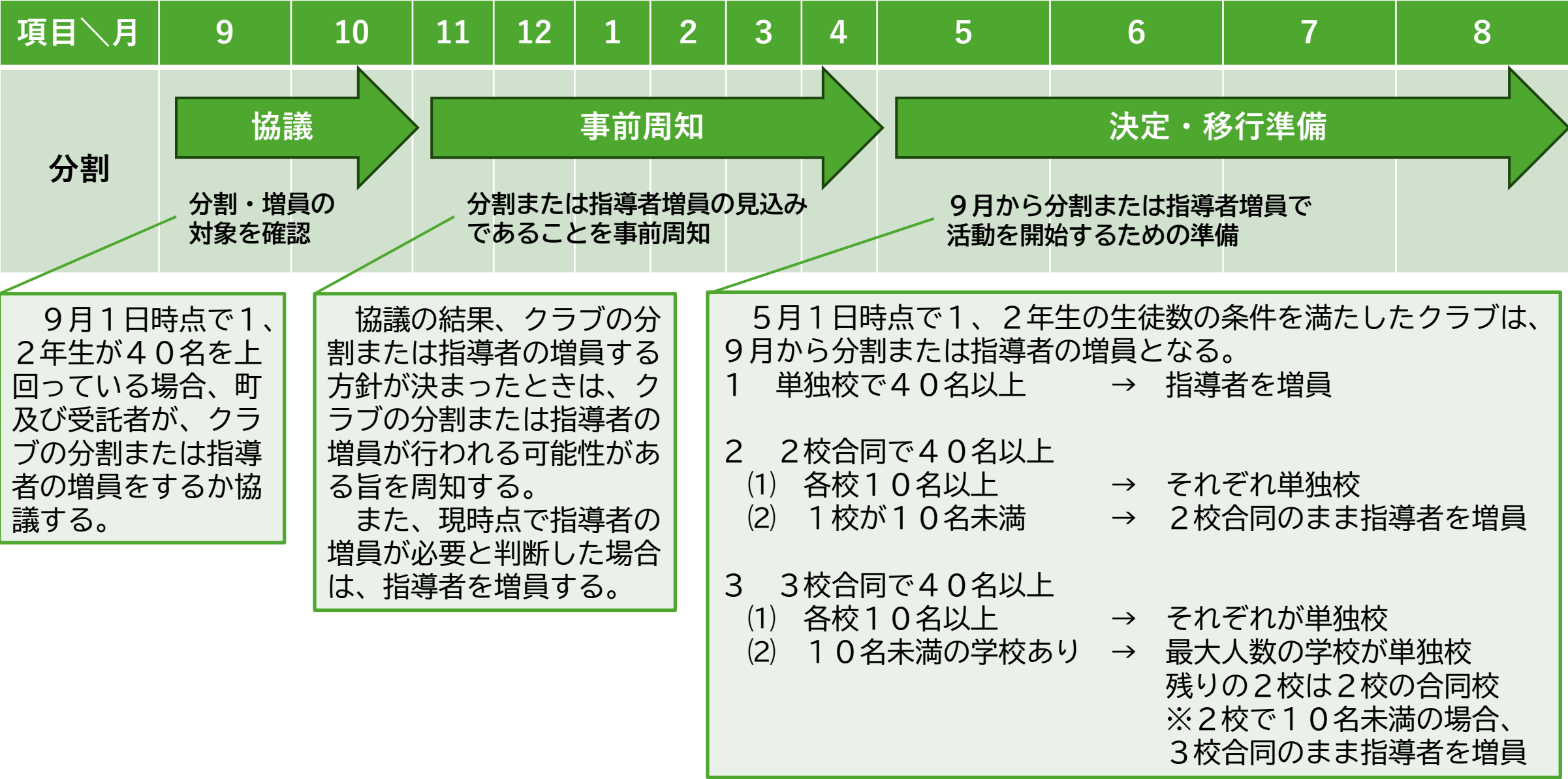
3. 基準設定の理由

クラブの分割については、入会生徒にとって、活動場所が自宅から近くなる、試合に出場できる可能性が高まる、新たにできた他校の友人とクラブで会わなくなる、指導者が変わるといった要因があることから、慎重に判断すべき課題であると認識しているため、人数だけではなく、入会生徒の希望等総合的な判断が必要だと考えております。

また、分割した後に合同クラブに戻ることは生徒を混乱させるため、頻繁にクラブの統廃合が発生しないよう、分割後の各校に1・2年生の参加者が計10名以上いることを条件とします。

※令和8年度は、10月1日を基準日とします。参加者の人数について、休止中の者は除きます。

合同クラブの分割または指導者の増員に係る年間スケジュール



種目別 活動場所一覧

活動場所は◎

東郷



春木



諸輪



No	種目	活動場所			小計	No	種目	活動場所			小計
		東郷	春木	諸輪				東郷	春木	諸輪	
1	軟式野球	◎			1	9	バスケットボール (男子)		◎		1
2	ソフトボール (女子)		◎		1	10	バスケットボール (女子)	◎	◎		2
3	サッカー		◎		1	11	卓球 (男子)	◎	◎		2
4	ソフトテニス (男子)	◎	◎		2	12	卓球 (女子)	◎	◎		2
5	ソフトテニス (女子)	◎	◎	◎	3	13	剣道	◎			1
6	陸上		◎		1	14	バドミントン			◎	1
				◎	1	15	吹奏楽	◎	◎		2
7	バレーボール (男子)		◎		1	計	活動場所設置数	9	1 2	3	2 4
8	バレーボール (女子)	◎	◎		2						

2 前回の検討会での課題3（ユニフォームの費用負担について）

1. 概要

クラブで使用する道具は活動費として町が負担するが、ユニフォーム代が活動費に含まないのはなぜか。
町が負担するべきではないかとの意見がありました。
上記の意見について、町の回答を示します。

2. 回答

各クラブで新規購入する場合は、保護者に負担いただきます。
ただし、各校の既存のユニフォームが使用可能な場合は、使用していただくことができます。

3. 理由

ユニフォームの購入費については、令和7年度第3回東郷町中学校部活動地域展開検討委員会において業務委託契約の仕様書の内容について精査及び承認をいただいております。保護者が負担することを前提としているためです。

このことから、クラブの所有物ではなく個人の所有物として取り扱います。

現在、一部の部活動で所有しているユニフォームは、学校の所有物です。

学校が所有物の貸し出しを認め、そのユニフォームの状態や大会規定に照らして使用可能な状況であれば、保護者の費用負担が軽減できることから引き続き使用いただくことは可能です。

また、部活動の際に購入したユニフォームが大会規定に照らして使用可能な状況であれば、引き続き使用いただくことは可能です。

仕様書の内容（抜粋）

特別な事情（ユニフォームの購入等）で追加費用が発生する場合は、事前に保護者に連絡し同意を得ることとし、費用徴収についても受託者が行うものとする。

3 東郷町中学校部活動地域展開検討委員会スケジュール案

月 令和8年度中学校部活動地域展開		検討事項（目安）	
4	<u>生徒への参加意向調査</u> <u>業者選定(プロポーザル)</u>	第1回	☐ 前回の検討会での課題等 ☐ 地域展開部活動参加意向調査 結果 ☐ 各校で活動する種目の決定 ☐ スケジュール
5			
6	令和8年度第1回 中学校部活動地域展開検討委員会 情報発信 教員・外部指導者向け説明会		
7	町内小中学校への兼職兼業意向調査 保護者説明会 令和8年度第2回 中学校部活動地域展開検討委員会 情報発信	第2回	☐ 実施に向けた調整・準備 ☐ 第1回で出た課題の検討 ☐ 生徒、保護者及び教員アンケートの実施について
8			
9	中学校部活動の「地域展開」 開始		
10	令和8年度第3回 中学校部活動地域展開検討委員会 情報発信	第3回	☐ 地域展開後の課題について ☐ 第2回で出た課題の検討 ☐ クラブの構成の見直しについて
11			
12			
1	生徒、保護者及び教員アンケートの実施 令和8年度第4回 中学校部活動地域展開検討委員会 情報発信	第4回	☐ 地域展開後の課題について ☐ 生徒、保護者及び教員アンケートの結果について ☐ 第3回で出た課題の検討
2			
3			

4 添付資料

- 1 保護者説明会資料
- 2 広報とうごう 8月号への特集記事
- 3 東郷町地域展開部活動運営要綱
- 4 生徒、保護者及び教員アンケート（案）
- 5 参加希望調査結果まとめ